

尾道市御調文化会館 参加表明書等に関する質問書に対する回答

質問番号	質問事項	質問内容	回答
1	実施要領 5 参加資格 (1) ク	「公共の集会施設の設計実績があること」とあるが、前職における技術者としての実績でも応募可能か？	事業所の業務実績は、参加表明する事業所の実績に限ります。
2	実施要領 5 参加資格 (1) ク	「公共」の定義について、国もしくは地方公共団体発注の施設ということか？	お見込みのとおり
3	実施要領 5 参加資格 (1) ク	設計実績は前職の担当物件でも可か？可の場合掲載誌等による証明でもよいか？	質問1の回答のとおり
4	実施要領 7 業務実施上の条件 (2)	協力事務所は重複参加は可能か。	意匠以外の分野であれば重複を認めます。
5	様式第4号及び第8号	枠線や余白、文字の大きさ以外は任意でよいか。	お見込みのとおり
6	実施要領 5 参加資格 (1) ク	参加資格(1)クの集会施設について、下記のような施設は実績として認められるか。 町民とともに観光客を呼び込む集客施設で、温泉・スポーツジム・ヨガスタジオ・集会室・食堂・カフェが複合した施設。建築基準法の用途は公衆浴場・スポーツ練習場・飲食店として確認申請を提出している。	国もしくは地方公共団体発注の、不特定多数が利用する施設について記入してください。